十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限により火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の維持管理状況を、目視等又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視等により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視等、図面又は記録により検査する。

十六　第四条第一項第十二号イの内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置

十六の二　第四条第一項第十二号ロの飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置及び飛散した火薬類を容易に除去できる措置

十六の三　第四条第一項第十二号ハの床面の、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面

十七　［略］

十八　第四条第一項第十四号の危険工室内の原動機及び温湿度調整装置据付け制限

より火薬類が爆発し又は発火するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六　危険工室の内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十六の二　危険工室の内面について、飛散した火薬類の浸透又は浸入を防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査し、及び飛散した火薬類を容易に除去するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が飛散するおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の三　危険工室の床面について、火薬類が落下することにより爆発し又は発火することを防止するための措置の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。ただし、火薬類が床面にこぼれ又は落下するおそれがない場合は、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。

十六の四　第四条第一項第十二号ニの危険工室の床面の維持管理状況を、目視又は図面により検査する。

十七　［略］

十八　危険工室内に原動機及び温湿度調整装置が据付けられていないことを、目視により検査する。ただし、火薬類の爆発又は発火を起こすおそれがない場合には、当該おそれがないことを、目視、図面又は記録により検査する。